

## 学校・園における 5月8日からの新型コロナウイルス感染症の対策について

日頃は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の取り扱いが5類へと変更になることを受け、学校・園における感染症対策が以下のようになります。

### ◇ 5月8日から変わらないこと

- 引き続き、感染症対策として「手洗いをこまめに行うこと」「効果的な換気に努めること」に取り組み、マスクの着用は求めないこととします。
  - ※ 混雑時の公共交通機関の利用時、高齢者施設・医療機関訪問時はマスクの着用を推奨します。
  - ※ マスクの着脱について強いることがないよう配慮し、幼児児童生徒間での差別や偏見につながらないように指導します。
- 当分の間、次の場合については、引き続き欠席にはなりません。
  - ・ 感染が不安であるなどの理由で登校・登園しないとき
  - ・ ワクチンについて、本人の接種や副反応などにより、学校を休んだ場合（上記理由で遅刻や早退の場合は、出席となります。）

### ◆ 5月8日から変わること

- 新型コロナウイルスによる出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。
  - ※ 登校後も、発症から10日間は、マスクの着用をすすめます。  
(着用を強いることはしません。)
  - ※ 「症状が軽快した」とは、解熱剤を使わずに解熱後、呼吸器症状が改善傾向にある場合です。
- 同居のご家族に新型コロナウイルス陽性者の方がいても、本人に風邪症状がなければ登校できます。（「濃厚接触者」は、特定されなくなります。）
  - ※ 5日間は、体調管理につとめてください。
- 本人がかぜ症状で休む場合は、欠席となります。

※ 地域全体や、各学校・園における感染状況等の実情に応じて、「学習活動に支障のない範囲で身体的距離をとる」等、必要な感染症対策を行っていきます。